

2022年度 ヨット・モーターボート 総合保険のご案内

※本保険商品は、小型船舶の損傷、小型船舶に起因する損害賠償責任、搭乗者が死傷した場合、捜索救助費用等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

ご加入の際のご注意

- 告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 通知義務：ご加入後に次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。
 - ・保険の対象となる船舶の保管施設の構造を改変したこと
 - ・保険の対象となる船舶の船種、艇長、馬力を変更したこと
 - ・保険の対象となる船舶の保管場所を変更したこと 等
 - この保険の補償期間は1年間です。※中途加入の場合は、加入依頼書の提出日または入金日のいずれか遅い日から2023年3月1日午後4時までです。
 - この保険契約と重複する保険契約がある場合は搭乗者傷害危険担保特約を除き、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
 - ・他の保険契約等と関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
- 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約の契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- この保険は株式会社リビエラリゾートを保険契約者とし、保険契約者の経営または指定管理するマリーナにおいて、艇置契約に基づいて係留または陸置きする艇の所有者が、書面により保険付保の意思表示を行い保険料を払い込んだ者を被保険者とするヨット・モーターボート総合保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社リビエラリゾートが有します。
 - 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
 - このパンフレットは、ヨット・モーターボート総合保険の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししている保険約款によりますが、ご不明点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

事故・盗難が起きた時の手続き

- 事故の通知
この保険で補償されると考えられる事故が生じた場合には、直ちに*取扱代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。なお、下記の取扱代理店で事故の受付を行っております。
※搭乗者傷害危険担保特約条項および捜索救助費用担保特約条項につきましては、事故発生の日からその日を含めて30日以内とします。
- 保険金請求に必要な書類
保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書等、保険の対象の盗取による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類、賠償責任条項に関する保険金請求に関しては法律上の損害賠償責任額を示す示談書等をご提出いただく場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 賠償事故の場合
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながら進めてください。また、この保険では、保険会社が被保険者（補償を受けられる方）に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。
- 警察署への届出
保険の対象となる船舶が事故・盗難にあった場合は、すみやかに所轄警察署に届け出てください。
- 保険金請求の时效
保険金請求権には、时效（3年）がありますのでご注意ください。
- 先取特権について
賠償責任条項において保険金を支払う場合、賠償事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

加入手続

- (1)保険料をお見積りいたしますので、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。
- (2)加入依頼書をお渡しいたします。ご捺印のうえ、保険料を2022年2月28日までに「指定口座」へお振り込みください。
- (3)本保険は一括して株式会社リビエラリゾートが契約いたしますので、個々の保険証券は発行いたしません。
- (4)中途で加入される方は、本保険の満期日が2023年3月1日のため、満期日までの短期でご加入いただき、満期日以降は、1年間の保険にご加入いただけます。
- (5)本保険の保険期間は、2022年3月1日午後4時～2023年3月1日午後4時までです。※中途加入の場合は、加入依頼書の提出日または入金日のいずれか遅い日から2023年3月1日午後4時までです。
- (6)募集締切日は2022年2月28日までです。（中途加入は随時）

ご注意：ご加入者と船舶所有者が異なる場合（所有権留保を含む）、必ず船舶所有者名をご連絡ください

お問い合わせ先

- リビエラ逗子マリーナ（ハーバーフロント）
TEL. 0467-24-1000（直） FAX. 0467-24-8596
- リビエラシーボニアマリーナ（整備フロント）
TEL. 046-882-1217（直） FAX. 046-881-6120
- 葉山港
TEL. 046-875-1504（直） FAX. 046-876-1862

契約者 株式会社リビエラリゾート
取扱代理店 株式会社リビエラライフサポート
〒249-0008 神奈川県逗子市小坪 5-23-9

☎ 0120-535-536

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
（担当）本店営業第六部営業第一課
TEL.03-5223-3153 FAX.03-5223-3163



Yachts & Boats Insurance for Riviera

ヨット・モーターボート総合保険の特色

ヨット、モーターボート、水上バイク等の小型船舶^(※1)を対象とし、

- ① 船舶の不測かつ突発的な事故による損害に対する修理費等を補償 → **船体保険** (船体条項)
- ② 船舶の所有・使用・管理に起因する対人事故または対物事故によって損害賠償責任を負った場合を補償 → **賠償責任保険** (賠償責任条項)
- ③ 航行に起因する事故等により搭乗者が死傷した場合を補償 → **搭乗者傷害保険** (搭乗者傷害危険担保特約条項)
- ④ 搭乗者が遭難した場合の捜索救助費用を補償 → **捜索救助費用保険** (捜索救助費用担保特約条項)

(※1) 保険の対象となる船舶は、保険期間中に保険契約者の経営または指定管理するマリーナにおいて、艇置契約に基づいて係留または陸置きする下記の船舶に限ります。(なお、モーターボートには水上バイクを含みます。)

①帆走ヨット ②総トン数20トン未満の営業用でないモーターボート ③総トン数20トン以上であって次の要件をすべて満たす営業用でないモーターボート (a.一人で操縦を行う構造のもの b.スポーツまたはレクリエーション用のみに供するもの c.長さ24メートル未満のもの) ④総トン数5トン未満の船舶 ⑤ただし、次のものを除きます。①水中翼船 ②ホバークラフト ③漁船 (つり船は除きます。) ④作業船 ⑤貨物の運搬を業とする船舶 ⑥手こぎボート ⑦ゴムボート (エンジンのあるもの)

ご加入方法

ご希望に応じて補償をお選びください。



基本補償 として **船体保険** (船体条項) または **賠償責任保険** (賠償責任条項) のどちらか一方または両方に必ずご加入ください。^(※2)

オプション として **搭乗者傷害保険** (搭乗者傷害危険担保特約条項) または **捜索救助費用保険** (捜索救助費用担保特約条項) のうちご希望されるものどちらか一方または両方を選択してご加入いただくことができます。

(※2) ただし、本契約へ新規にご加入いただく方は船体保険 (船体条項) のみのご加入はできません。基本補償として船体保険 (船体条項) を選択する場合は、オプションの搭乗者傷害保険 (搭乗者傷害危険担保特約条項) ・捜索救助費用保険 (捜索救助費用担保特約条項) のどちらか一方または両方を必ずセットでご加入ください。

(注) ただし、水上バイクを保険の対象とされる方の基本補償は、賠償責任保険と搭乗者傷害保険および捜索救助費用保険となり、オプションとして船体保険を選択いただけます。

基本補償

船体保険 (船体条項)



不測かつ突発的な事故により船体に生じた損害を補償します。

→ P.2,3

賠償責任保険 (賠償責任条項)



船舶の所有・使用・管理に起因して他人の生命・身体を害すること、または他人の財物を滅失・破損・汚損することで、

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

→ P.4

オプション

搭乗者傷害保険 (搭乗者傷害危険担保特約条項)



船舶に搭乗中の人航行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により死傷した場合に、保険金をお支払いします。

→ P.5

捜索救助費用保険 (捜索救助費用担保特約条項)



船舶に搭乗中の人遭難した際の、捜索救助費用を補償します。

→ P.6

上記補償に付随して追加できる特約 (オプション) は → P.6

基本補償

ご希望に応じて基本補償をお選びください。

船体保険 (船体条項)



補償内容

ヨット、モーターボート等の保険の対象とした小型船舶が、沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難^(※3)、航行中および艇庫保管中に生じた風災・水災等の不測かつ突発的な事故によって、**船体、船体付属の機器・装備品^(※4)に生じた損害を補償**します。ただし、プロペラ、シャフト、ギアユニット、ケース等のドライブユニット (船外機についてはローワーユニット) に生じた損害^(※5) およびエンジン焼付により、エンジン自体に生じた損害は補償の対象となりません。

(※3) 水上バイクの盗難による損害は補償の対象外です。

(※4) 船体に定着または装備された標準機器・装備品および保険加入依頼書に明記された付属機器・装備品が補償の対象となります。

(※5) ヨットの場合は、ヨットの他の部分と同時に損害を被った場合、モーターボートまたは水上バイクの場合は、ボート・水上バイクが全損となった場合は補償の対象となります。

(注) 燃料・食料その他の消耗品は補償の対象外です。

リビエラオリジナル

プレミアムプラン

リビエラのプレミアムプランにご加入いただく場合、以下が補償の対象となります。

- ・ボート：プロペラ、シャフト、ギアユニット、ケース等のドライブユニット (船外機についてはローワーユニット) に生じた損害
- ・ヨット：ヨットの他の部分と同時に損害を被った場合
- ・モーターボートまたは水上バイク：ボート・水上バイクが全損 (全部損害)
- ・上記全種のエンジン焼付損害

保険金額 (ご契約金額) ・免責金額 (自己負担額) の設定について

船体保険 (船体条項) の保険金額 (ご契約金額) ・免責金額 (自己負担額) の設定については以下の点にご注意ください。

船体保険 (船体条項) の保険金額 (ご契約金額) ※新価保険特約を付帯することも可能です。(詳細については、P. 6の追加できる特約をご参照ください。)

- ・保険金額 (ご契約金額) は、保険の対象となる船舶の時価額^(※1)に基づいてお決めください。
- ・保険金額 (ご契約金額) が時価額^(※1)を超過する場合、保険金のお支払いは時価額が限度となります。
- ・保険金額 (ご契約金額) が時価額^(※1)に満たない場合には、保険金のお支払いがその満たない割合に応じて削減されますのでご注意ください。

船体保険 (船体条項) の免責金額 (自己負担額)

- ・船体保険 (船体条項) の1事故あたりの免責金額 (自己負担額) は、事故回数にかかわらず10万円です。
- ※免責金額 (自己負担額) は全損 (全部損害) 事故の場合には適用されません。

リビエラオリジナル

プレミアムプラン

リビエラのプレミアムプランにご加入いただく場合、1事故あたりの免責金額 (自己負担額) は1回目の事故のみ2万円、2回目以降は10万円となります。

補償内容の比較

	プレミアムプラン	エコノミープラン
船体保険の免責金額 (自己負担額)	1回目2万円 2回目以降10万円	1回目から10万円
エンジン本体焼付事故	○	×
プロペラ・シャフト・ドライブユニット等の単独損害	○	×
セールスの損害 (ヨットの場合)	○	○

用語解説

①【時価額】……………同等の物を新たに作製または購入するのに必要な金額から使用損耗による減価分を差し引いた金額をいいます。

お支払いする保険金

保険の対象となる船舶について発生した損害に対して保険金をお支払いします。

全損(全部損害)の場合

保険の対象となる船舶の時価額(①)を保険金額(ご契約金額)を限度にお支払いします。

全損とは

- 損害額または修理費が保険価額以上の場合。
- 60日間を経過しても、保険の対象となる船舶の行方がわからない場合。

全損(全部損害)以外の場合

次の①～④の費用の合計額から免責金額(自己負担額)を控除した額をお支払いします。

- ①修理費(復旧に必要な修理費および損害発生地から最寄りの修理工場または引受保険会社の指定する場所までの曳航・運搬費用もしくは航行のための仮修理費用)
- ②事故発生時の損害の発生や拡大防止のために必要または有益であった費用
- ③事故につき損害賠償請求できる場合の権利保全または行使に必要な手続きを行うために要した費用
- ④盗難にあった保険の対象となる船舶を引き取るために必要であった費用

▲保険金額(ご契約金額)が時価額(①)を超えるときは、時価額(①)を限度とします。また、保険金額(ご契約金額)が時価額(①)に満たない場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{保険金} = \frac{\text{【損害額} - \text{免責金額(自己負担額)} \times \text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時価額(①)}}$$

▲損傷した保険の対象となる船舶の修理に際し、部分品を交換してその船舶の価額が増加した場合は、その増加額を上記①～④の合計額から控除した額を損害の額とします。また、修理に伴って残存物がある場合は、その残存物の価額を上記①～④の合計額から控除した額を損害の額とします。

全損となった場合、保険の対象となる船舶の残骸、または残骸となった場合における保険の対象船舶の積荷およびその他の財物の残骸について、官公署から撤去の勧告もしくは命令を受けて保険の対象船舶を撤去したときの費用(船骸撤去費用)の実額を、1事故につき100万円を限度に船骸撤去費用保険金としてお支払いします。

※損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。
※賠償責任条項のみご加入の方も、船骸撤去費用のお支払いの対象となる事故が発生した場合は、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

次のような事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ④日本国内の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から離脱しているときに生じた事故による損害(ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるため、人命を救助するためである場合を除きます。)
- ⑤保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの者の法定代理人、同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ⑥船体自体の欠陥、さび、腐し、その他自然の消耗による損害
- ⑦故障損害
- ⑧エンジンの盗難による損害(船体とともに盗取されたとき、または艇庫内に保管中または保管業者に寄託中に損害を被ったときは、補償の対象となります。)
- ⑨保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの法定代理人、同居の親族等が酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦している間に生じた損害
- ⑩高潮、暴風雨等の風災・水災によって生じた損害(航行中、艇庫内に保管中または保管業者に寄託中に損害を被ったときは、補償の対象となります。)
- ⑪法令により定められた運転資格を有する者の同乗がない状態で操縦されている間に生じた損害(ただし、緊急時等の場合を除きます。)
- ⑫麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で操縦されているときに生じた損害
- ⑬テロ行為によって生じた損害 等

■モーターボート特約、船体条項修正特約(注1)における免責事項

- ①プロペラ、シャフト、ギアユニット、ケース等のドライブユニット、船外機についてはローユニットに生じた損害(ヨットの場合は、ヨットの他の部分と同時に損害を被った場合、モーターボートまたは水上バイクの場合は、ボート・水上バイクが全損(全部損害)となった場合は、補償の対象となります。)
 - ②エンジンの焼付により、エンジン自体に生じた損害
 - ③船舶から取りはずされて船舶内にない部分品または付属機器に生じた損害
 - ④付属機器のうち船舶に定着されていないものに生じた損害(船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災による損害が生じた場合は、補償の対象となります。)
- (注1)モーターボート特約と船体条項修正特約をセットして承ります。

※上記①②については、リビエラの「プレミアムプラン」でご加入いただく場合は、補償の対象となります。

■盗難危険免責特約(水上バイク用)(注2)における免責事由

- ①水上バイクの盗難による損害
- (注2)水上バイクについては、盗難危険免責特約(水上バイク用)をセットして承ります。

▲保険金をお支払いできない場合の詳細は、契約者へお渡ししている保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

基本補償

ご希望に応じて基本補償をお選びください。

賠償責任保険(賠償責任条項)



補償内容

ヨット、モーターボート等の小型船舶(保険の対象となる船舶)の所有・使用・管理に起因して他人の生命・身体を害すること(対人事故)、または他人の財物を滅失・破損もしくは汚損すること(対物事故)で、**法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償**します。

▲ご注意

次の者が負担する損害賠償責任に限り補償します。

- 記名被保険者(②)
- 記名被保険者(②)の同居の親族で保険の対象となる船舶を使用・管理中の者
- 記名被保険者(②)の承諾を得て保険の対象となる船舶を使用・管理中の者(修理・保管業者等を除きます。)
- 記名被保険者(②)の使用者(ただし、記名被保険者が保険の対象となる船舶をその使用者の業務に使用している場合に限りです。)

保険金額(ご契約金額)の設定について

1億円、3億円、5億円等、1回の事故につき必要と思われる金額を基準に決定してください。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金

次の①～④の合計額から免責金額(自己負担額)を控除した額を1事故保険金額(ご契約金額)を限度にお支払いします。

- ①損害賠償金
- ②事故発生時の損害の発生や拡大防止のために必要または有益であった費用
- ③事故につき損害賠償請求できる場合の権利保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- ④損害の発生や拡大防止のための措置を行った後に賠償責任のないことが判明した場合、その措置のためにかかった費用のうち、応急手当、護送、診療等に要した緊急措置の費用およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

争訟費用等

損害賠償に関する争訟について、以下の費用をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額(ご契約金額)を超える場合には、保険金額(ご契約金額)の損害賠償金に対する割合を乗じたものをお支払いします。

- ・引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用その他権利の保全・行使に必要な手続きを行うために要した費用
- ・被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

▲詳細は保険約款をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

次のような事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ④日本国内の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から離脱しているときに生じた事故による損害(ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるため、人命を救助するためである場合を除きます。)
- ⑤保険契約者、記名被保険者(②)またはこれらの者の法定代理人等の故意によって生じた損害
- ⑥⑤に規定する者以外の被保険者(補償を受けられる方)の故意によって生じた損害。
- ⑦搭乗者(操縦者を含みます)に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧第三者との間で締結した特約により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑨テロ行為によって生じた損害 等

▲保険金をお支払いできない場合の詳細は、契約者へお渡ししている保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

オプション

ご希望に応じてオプションをお選びいただくことが可能です。

搭乗者傷害保険 (搭乗者傷害危険担保特約条項)



補償内容 保険の対象となる船舶に搭乗中の人(被保険者(*6))が、航行に起因する衝突・転覆・転落等の急激かつ偶然な外来の事故により、**死亡された場合、後遺障害を被った場合または負傷して医師の治療を要した場合に補償**します。

(*6) 操縦者を含みます。なお、被保険者の範囲につきましては、搭乗者の範囲に関する特約を追加することにより、変更することができます。詳細については、P. 6の **追加できる特約** をご参照ください。

保険金額 (ご契約金額) の設定について
・1名あたりの保険金額(ご契約金額)と1事故あたりの保険金額(ご契約金額)をお決めいただけます。
・1回の事故において、1名あたりの保険金額(ご契約金額)は死亡のときの支払額および後遺障害の場合のお支払いの最高額となります。(ただし、1回の事故で複数人が死傷した場合に、お支払い対象となるべき保険金の合計額が1事故あたりの保険金額(ご契約金額)を超えるときは、1事故あたりの保険金額(ご契約金額)がお支払いの上限となります。)

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に急激かつ偶然な外来の事故による傷害がもとで亡くなられた場合に、1名あたり保険金額(ご契約金額)の全額をお支払いします。

後遺障害保険金 急激かつ偶然な外来の事故による傷害がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて1名あたり保険金額(ご契約金額)の4%~100%をお支払いします。

医療保険金 急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、入院または通院した場合は、その期間に対し、1日につき1名あたり保険金額(ご契約金額)の1,000分の1の額をお支払いします。(事故の日からその日を含めて180日以内の入院・通院に限ります。)

- 1回の事故につき、お支払いする保険金は、上記保険金を合計して1名につき1名あたり保険金額(ご契約金額)を限度とします。1名ごとの保険金の合計額が1事故保険金額(ご契約金額)を超えるときは、1事故保険金額(ご契約金額)をそれぞれの方にお支払いすべき金額の割合で配分してお支払いします。
- 上記傷害には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害を含みません。
- 医療保険金支払期間中に、新たに傷害を被っても、重複して医療保険金をお支払いしません。
- 後遺障害保険金と医療保険金を重ねて支払う場合は、合計額をお支払いします。
- すでに支払った後遺障害保険金または医療保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った保険金額を差し引いた残額をお支払いします。
- 死亡保険金受取人は、補償を受ける方の法定相続人です。

! 詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

次のような事由により生じた傷害については、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた傷害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた傷害
- ④日本国内の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から離脱しているときに生じた事故による傷害(ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるため、人命を救助するためである場合を除きます。)
- ⑤被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- ⑥酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦しているときの、操縦者本人の傷害
- ⑦麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦しているときに、その本人について生じた傷害
- ⑧被保険者(保険の対象となる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- ⑨平常の生活または業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)
- ⑩船舶の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者が操縦している間に生じた傷害 等

! 保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



オプション

ご希望に応じてオプションをお選びいただくことが可能です。

搜索救助費用保険 (搜索救助費用担保特約条項)



補償内容 保険の対象とした船舶に搭乗中の人(被保険者(*7))が、**遭難したことによって支出した搜索救助費用を補償**します。
(*7) 操縦者を含みます。なお、被保険者の範囲につきましては、搭乗者の範囲に関する特約を追加することにより、変更することができます。詳細については、下記の **追加できる特約** をご参照ください。

保険金額 (ご契約金額) の設定について 保険金額(ご契約金額)は1事故につき50万円、100万円、200万円のいずれかでお決めください。

お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

- 保険の対象となる船舶に搭乗中の人(被保険者)が遭難したことによって負担する搜索、救助または移送するための費用のうち、社会通念上その支出が妥当かつ、保険金を支払うべき遭難と同様のその他の事故に対しても、通常負担すると認められる金額を保険金額を限度にお支払いします。
- 1回の事故で2名以上の方が遭難された場合に、それぞれの方にお支払いすべき金額の合計額が保険金額(ご契約金額)を超えるときは、保険金額(ご契約金額)をそれぞれの方にお支払いすべき金額の割合で配分して、それぞれの方にお支払いします。

! 詳細は、保険約款をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

次のような事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ①戦争、外国の武力行使、内乱、暴動等によって生じた損害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ③核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ④日本国内の陸地から200km以内の水域および内陸の範囲から離脱しているときに生じた事故による損害(ただし、その離脱が保険の対象となる船舶またはその搭乗者に切迫した危険を避けるため、人命を救助するためである場合を除きます。)
- ⑤被保険者(補償を受けられる方)の故意または重大な過失によって生じた、その本人にかかわる損害
- ⑥酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦しているときの、操縦者本人の損害
- ⑦麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で操縦しているときに、操縦している本人にかかわる損害
- ⑧被保険者(補償を受けられる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたその本人にかかわる損害
- ⑨船舶の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者が操縦している間に生じた損害 等

! 保険金をお支払いできない場合の詳細は保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点や保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

追加できる特約

以下特約条項を追加してご加入いただくことが可能です。詳細は保険約款をご参照いただくか、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約条項の種類	対象となる条項・特約条項	特約条項の概要	保険料の割引・割増
風水害危険担保特約条項	船体条項	洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然変象によって生じた、もしくはこれらに随伴して生じた船体損害については、航行中または艇庫内に保管中もしくは船舶の保管業者に寄託中に生じた場合のみ補償の対象となりますが、この特約をセットするとこれら以外の場合でも補償の対象となります。	船体保険(船体条項)の保険料が割増となります。
風水害危険不担保特約条項	船体条項	洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風その他これらに類似の自然変象によって生じた、もしくはこれらに随伴して生じた船体損害について、航行中を除いて保険金支払の対象としない特約です。	船体保険(船体条項)の保険料が割引となります。
新価保険特約条項	船体条項	損害発生の日から2年以内に保険の対象となる船舶を復旧させる場合、損害が生じた地および時における損害の生じた保険の対象となる船舶の再調達価額に基づいて保険金をお支払いする特約です。なお、この特約が適用されるのは減価割合が50%以下である場合に限りです。また、エンジン、マストおよびセーラーは時価額によるお支払いですが、保険の対象となる船舶のこれら以外の部分と同時に損害を被った場合は、再調達価額によるお支払いとなります。	船体の保険金額が増加した分、保険料が上がります。
搭乗者の範囲に関する特約条項	搭乗者傷害危険担保特約条項・搜索救助費用担保特約条項	保険の対象となる船舶に牽引されるバナナボート、パラセーラー等非自航式レジャー用遊具の搭乗者も搭乗者傷害危険担保特約条項および搜索救助費用担保特約条項の補償の対象とする特約です。	搭乗者傷害保険(搭乗者傷害危険担保特約条項)および搜索救助費用担保特約条項の保険料が割増となります。

※上記の他にも特約があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入の際にご準備いただく事項

- ご加入をお申し込みいただく際は、次の事項をご確認ください。
 - 保険の対象となる船舶の種類…ヨット、モーターボート、水上バイク等をご確認ください。
 - 保険の対象となる船舶の艇長・馬力(ヨットの場合:艇長、モーターボート・水上バイクの場合:馬力)
 - 保険の対象となる船舶の用途
 - 保険の対象となる船舶の船名・型式・船体番号

- 船体検査証書が発行されている場合は、船体検査証書もご準備ください。
 - 不明の点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険の対象となる船舶の主たる保管場所・保管施設の構造
- 保険の対象となる船舶の状況
 - …損傷箇所があれば、その箇所をご確認ください。